

## 北海道大学前期緊急授業料減免（5月実施分）の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難になった学生に対して、前期緊急授業料減免（5月実施分）を下記のとおり実施します。

### 1. 減免申請対象条件

今回の緊急授業料減免に申請できるのは、全ての正規学生（国費外国人留学生を除く。）のうち、次の条件を全て満たす者としします。

(1)申請時に国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施した公的支援（※1）の受給証明書（写）を提出できる者、又は新型コロナウイルス感染症の影響により家計支持者の令和2年の収入額と令和3年の収入見込額（※2）を比較し、1/2以下となった者。

（詳細は「申請のしおり」にてご確認ください。）

(2)家計支持者の令和3年の収入見込額（※2）から、各種控除額（※3）を差し引いた金額（判定収入額）が、収入基準額（※3）を超えない者。

(3)本学が定める学力基準を満たした者。（学力基準は「申請のしおり」にてご確認ください）

(4)前年度に引き続き留年した者及び修業年限超過が1年を超える者ではないこと。（※4）

(5)日本人学部学生については、日本学生支援機構が実施する、高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していること。（※5）

※1 「公的支援」には、「令和2年度北海道大学緊急修学支援金」及び「学びの継続のための学生支援緊急給付金」は含みません。

※2 令和3年の収入見込額は、原則として令和3年1月・2月・3月の収入額合計を4倍した額とします。令和3年1月・2月・3月の収入額を確認できる書類（給与明細書等、コピー可）の添付が必要です。

※3 北海道大学前期緊急授業料減免（5月実施分）申請書に記載してあります。

※4 授業料減免申請の取扱いでは、休学期間は修業期間に含みます。休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過が2年となります。

※5 高等教育の修学支援新制度「給付奨学金（家計急変）」に申請が完了していること とは、

①スカラネットへの入力、②各種必要書類を大学に提出、③マイナンバー関係書類を日本学生支援機構に郵送、以上3つが完了したことを指します。

### 2. “令和3年度前期分授業料減免”との重複申請について

今回の“前期緊急授業料減免（5月実施分）”は“令和3年度前期分授業料減免”と重複して申請することができます。また、その場合、提出する書類の一部を省略することができます。

ただし、日本人学部学生で、日本学生支援機構による高等教育の修学支援新制度に基づき、“令和3年度前期分授業料減免”に申請した者（様式Cを本学へ提出した者）のうち、通常の（家計急変でない）給付奨学金に申請中の者は、給付奨学金の申請取り下げが必要となり、既に通常の給付奨学生となっている者は、家計急変への移行申請が必要となります。この取り下げや移行には、メリット・デメリットがありますので、慎重に検討してください。

### 3. 減免区分

予算の範囲内で、令和3年度前期分授業料を「全額減免」とします。

ただし、本学の想定を超える対象者が確認された場合には、減免の内容（割合及び減免額）が予告なく変更になることがあります。

### 4. 申請書類等の取得方法・受付期間等

取得方法 「申請書」及び「申請のしおり」は、北海道大学ホームページからダウンロードしてください。  
(窓口での配付はありません。)

○ トップ>学生生活>各種手続き・証明書>入学料・授業料

受付期間 窓口に提出の場合

令和3年5月7日(金)～令和3年5月20日(木) 17時00分

郵送により提出の場合

令和3年5月7日(金)～令和3年5月20日(木)【必着】

提出場所 所属する学部等の事務へ、①直接窓口に提出、②郵送により提出 してください。

②-1. 消印有効ではありません

②-2. 郵便事情は考慮しません

②-3. 必ず簡易書留にて発送してください

### 5. 決定の通知について

判定結果の告知は、学部学生については令和3年8月初旬に、大学院生については令和3年7月初旬に掲示及び本学ホームページにより行う予定ですので、申請者は掲示等を確認し、必ず所属学部・研究科(学院)等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。

※詳細については、「申請のしおり」をご覧ください。

令和3年5月7日 学務部学生支援課